

【事案Ⅶ－４】通院共済金請求

・ 平成 28 年 10 月 27 日 申立不受理

＜事案の概要＞

交通事故を原因とする頸部挫傷による通院について、交通災害共済の通院共済金を請求したが、通院の定義に該当しないため支払われないとされたことを不服として申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

被申立人は、交通災害共済の通院日額に通院日数 90 日に乗じた交通災害共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 27 年 11 月、申立人が首を右後ろに向けた姿勢で側面からの衝突による衝撃を受けた。その際、運転席のヘッドレストが機能しなかったため予想外に首が揺れることによって、頸部挫傷となり、平成 27 年 11 月から平成 28 年 4 月まで通院した。
- (2) 被申立人に通院共済金を請求したところ、既往歴、本件速度・事故態様、車両の損傷状況により、通院の定義に該当しないため支払われないとされた。
- (3) 当該通院は医師の指示によるものであり、申立人が加入している A 損保の自動車保険においても通院治療費・慰謝料・休業損害等で認定されている。被申立人の判断には不服である。

＜共済団体の主張＞

交通事故を原因とする頸部挫傷による通院について、交通災害共済の通院共済金を請求したが、通院の定義に該当しないため支払われないとされたため、共済金の支払を主張。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立の適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第条 16 項 3 号にもとづき、申立てを不受理とした。